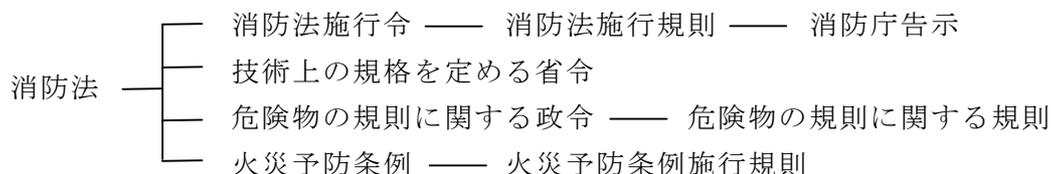


4.3 関係法令の沿革

4.3.1 消防法

火災警報システムに係る消防法の制定および改正について、公布日が平成1年1月1日以降分を抽出し簡記する。なお、自動火災報知設備などに関する関係法令の体系は次の通りである。



(1) 消防法施行令

改正 平成2年5月22日政令第119号

- ・自動火災報知設備の感知器として炎感知器が加えられ、検定対象機械器具である事が定められた。

(2) 消防法施行規則

改正 平成3年5月28日自治省令第20号

- ・自動火災報知設備の感知器として炎感知器が加えられる事となり、天井などの高さが20m以上の場所、排気ガスが多量に滞留する場所などは炎感知器を設置する事およびその設置基準が定められた。

改正 平成5年1月29日自治省令第2号

- ・アナログ式の感知器、中継器、受信機などの設置および維持に関する技術上の基準が加えられた。

改正 平成6年1月6日自治省令第1号

- ・放送設備の設置基準が一部改正され、施行規則第24条第5号の改正により、同第25条の2第2項第3号に定める基準により放送設備を設置した場合は、自動火災報知設備の地区音響装置が免除された。

改正 平成8年2月16日自治省令第2号

- ・消防法施行令第23条第2項の改正により、施行規則第25条消防機関へ通報する火災報知設備として火災通報装置の基準が定められた。
- ・消防法施行令第33条の規定に基づき、高層の建築物、大規模な建築物およびその他の防火対象物のうち、消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物に設置する消防用設備などの監視、操作を行うための操作盤の設置が定められた。

改正 平成 9 年 3 月 31 日自治省令第 19 号

- ・自動火災報知設備の発信機の設置、地区音響装置の鳴動方式および地区音響装置の一部として、音声による警報の基準が定められた。
- ・地区音響装置が消防庁長官が定める要件に該当する消防用設備などとして定められた。

改正 平成 10 年 3 月 30 日自治省令第 9 号

- ・施行規則第 25 条第 3 項に第 3 号が追加され、火災通知装置の電源に対する基準が定められた。

改正 平成 10 年 7 月 24 日自治省令第 31 号

- ・施行規則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号において、スピーカーの性能（音圧レベル）による設置が基準化された。また、同規則第 31 条の 4 第 2 項によって、維持台帳について明確にされた。その他、設置届出書および着工届出書の一部が改正された。

(3) 火災報知設備にかかわる技術上の規格

改正 平成 3 年 5 月 7 日自治省令第 18 号

- ・火災報知設備の感知器および発信機に係る技術上の規格を定める省令に、炎感知器の規格の追加が行われた。

改正 平成 5 年 1 月 29 日自治省令第 3 号

- ・火災報知設備の感知器および発信機に係る技術上の規格を定める省令に、アナログ式感知器の規格が追加された。

改正 平成 5 年 1 月 29 日自治省令第 4 号

- ・中継器に係る技術上の規格を定める省令に、アナログ式中継器の規格が追加された。

改正 平成 5 年 1 月 29 日自治省令第 5 号

- ・受信機に係る技術上の規格を定める省令に、アナログ式受信機の規格が追加された。

改正 平成 7 年 9 月 13 日自治省令第 27 号

- ・火災報知設備の感知器および発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部が改正され、新たに自動試験機能など対応型感知器の規格が追加された。

改正 平成 7 年 9 月 13 日自治省令第 28 号

- ・中継器に係る技術上の規格を定める省令の一部が改正され、新たに自動試験機能、遠隔試験機能の規格が追加された。

改正 平成 7 年 9 月 13 日自治省令第 29 号

- ・受信機に係る技術上の規格を定める省令の一部が改正され、新たに自動試験機能、遠隔試験機能の規格が追加された。

改正 平成 9 年 4 月 23 日自治省令第 24 号

- ・中継器に係る技術上の規格を定める省令の一部が改正され、地区音響装置の鳴動方式などの改正により電源容量に対する基準が変更された。

改正 平成 9 年 4 月 23 日自治省令第 25 号

- ・受信機に係る技術上の規格を定める省令の一部が改正され、新たに地区音響装置の鳴動方式、電源容量および地区音響装置の一部として、音声による警報の規格が追加された。

改正 平成 9 年 9 月 29 日自治省令第 38 号

- ・火災報知設備の感知器および発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部が改正され、腐食試験の試薬に関する規定が整備された。

(4) 危険物の規制に関する規則

改正 平成 3 年 5 月 28 日自治省令第 20 号

- ・危険物の製造所などの自動火災報知設備に炎感知器が用いられる事となり、その設置基準が定められる。

(5) 告示(基準)

「点検資格者・点検基準」

制定 平成 4 年 7 月 21 日消防庁告示第 4 号

「火災通報装置の基準」

制定 平成 8 年 2 月 16 日消防庁告示第 1 号

「消防用設備などに係る操作盤を設ける防火対象物の要件」

制定 平成 9 年 3 月 21 日消防庁告示第 1 号

「操作盤の基準」

制定 平成 9 年 3 月 21 日消防庁告示第 2 号

「操作盤の設置免除の要件を定める件(総合操作盤の基準)」

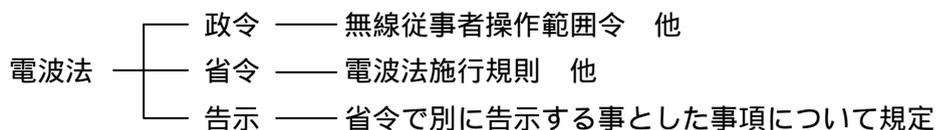
制定 平成 9 年 3 月 21 日消防庁告示第 3 号

「地区音響装置の基準」

制定 平成 9 年 6 月 30 日消防庁告示第 9 号

4.3.2 電波法

防犯警報システムに係る電波法関係省令の改正について簡記する。なお、電波法の体系は次の通りである。



(1) 改正 昭和 61 年 5 月 27 日(電波法施行規則の一部改正)

施行 平成 1 年 5 月 27 日

- ・微弱無線局の許容値を見直された。

(2) 改正 平成4年郵政省令第21号(電波法施行規則の一部改正)

- ・無線を介して通信回線設備への接続が可能になった。
- ・セキュリティ用途への適用が可能となった。